



新潟県公報

平成26年
9月30日(火)
号外
第56号

目次

規 則

○母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部改正..... 1

規 則

新潟県規則第四十二号

母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

新潟県知事 福田 富一

母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第一条 母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和四十年新潟県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

目次中「第二条」を「・第二条」に、「第十七条」を「第十六条」に、「第三章 寡婦福祉資金の貸付け(第十八条)」を「第三章 父子福祉資金の貸付け(第十七条) 第四章 寡婦福祉資金の貸付け(第十八条)」に改める。

第一条中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、「(令)の下に「第三十一条の七及び」を、「母子家庭及び」の下に「父子家庭並びに」を加える。

第二条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

第三条の見出し中「個人の」を「個人」に改め、同条中「する者」の下に「(第五条及び第六条において「個人貸付申請者」という。)」を加え、「母子福祉資金貸付申請書」を「母子(父子・寡婦)福祉資金貸付申請書(個人貸付用)」に改め、同条第一号中「応ずる当該」を「応じ、それぞれ同表の」に改め、同号

の表事業開始資金の項中

事業開始資金

 を

母子事業開始資金

 に改め、同表事業継続資金

の項中

事業継続資金

 を

母子事業継続資金

 に、「事業成績調書」を「事業成績書」に改

め、同表修学資金の項中

修学資金

 を

母子修学資金

 に改め、同表技能習得資金

修業資金の項中

技能習得資金
修業資金

 を

母子技能習得資金
母子修業資金

 に、「知識技能習得」を「知識技能

の習得」に改め、同表就職支度資金の項中

就職支度資金

 を

母子就職支度資金

 に改め、

同表医療介護資金の項中

医療介護資金

 を

母子医療介護資金

 に改め、同表住宅資金の項

中	住 宅 資 金	を	母 子 住 宅 資 金	に改め、同表転宅資金の項中
「	転 宅 資 金	を	母 子 転 宅 資 金	に改め、同表就学支度資金の項中
「	就 学 支 度 資 金	を	母 子 就 学 支 度 資 金	に改め、同表結婚資金の項中
「	結 婚 資 金	を	母 子 結 婚 資 金	に改める。

第四条中「母子福祉団体は」を「母子・父子福祉団体は」に、「母子福祉資金貸付申請書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金貸付申請書（団体貸付用）」に改め、同条第一号中「又は寄附行為」を削り、同条第三号中「当該母子福祉団体」を「当該母子・父子福祉団体」に改め、同条第四号中「女子及び」を「女子及び配偶者のない男子並びに」に、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」を「法第十四条各号に掲げる者のいずれかであるもの」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

（貸付けの決定）

第五条 知事は、前二条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、貸付けの可否及び貸付額を決定し、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付決定通知書（別記様式第三号）又は母子（父子・寡婦）福祉資金貸付不承認決定通知書（別記様式第四号）を個人貸付申請者又は母子・父子福祉団体に交付するものとする。

（借用書の提出）

第六条 前条の貸付決定通知書の交付を受けた個人貸付申請者又は母子・父子福祉団体は、母子（父子・寡婦）福祉資金借用書（個人貸付申請者にあつては別記様式第五号、母子・父子福祉団体にあつては別記様式第六号）に印鑑証明書を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

第七条を削る。

第八条の見出しを「（変更の届出）」に改め、同条第一項中「同条第三項に規定する」を「同条第三項の」に、「氏名、住所等変更届（別記様式第九号）により」を「氏名等変更届（別記様式第七号）を」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「代表者氏名」を「代表者の氏名」に改め、「ときは、」の下に「速やかに」を加え、「別記様式第十号）により」を「別記様式第八号）を」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に、「なお、」を「この場合において、当該変更が」に、「の場合」を「であるとき」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（休学等の届出）

第八条 母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子就学支度資金の貸付けを受けた者は、次のいずれかに該当することとなつた場合には、速やかに休学（停学・復学・退学）届（別記様式第九号）を知事に提出しなければならない。

- 一 休学し、又は停学の処分を受けた場合
- 二 復学した場合
- 三 退学した場合

第九条を削る。

第十条の見出しを「（継続貸付資金の増額貸付けの申請等）」に改め、同条第一項中「修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金（以下この条から第十一条までにおいて「継続貸付資金」という。）」に、「その貸付金」を「継続貸付資金」に、「第七条第三号、第四号、第五号」を「第七条第三号から第五号まで」に、「限度額」を「貸付金額の限度」に、「増額を必要とする事由が生じ貸付金」を「当該継続貸付資金」に、「を必要と」を「の貸付けを受けようと」に、「母子福祉資金増額申請書（別記様式第十二号）を「母子（父子・寡婦）福祉資金増額貸付申請書（別記様式第十号）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、継続貸付資金の増額の貸付けの可否を決定し、母子（父子・寡婦）福祉資金増額貸付決定通知書（別記様式第十一号）又は母子（父子・寡婦）福祉資金増額貸付不承認決定通知書（別記様式第十二号）を同項の申請者に交付するものとする。

第十条第三項中「第七条第一項」を「第六条」に、「母子福祉資金貸付増額決定通知書の交付を受けた者」を「前項の増額貸付決定通知書の交付を受けた申請者」に改め、同条を第九条とする。

第十一条の見出しを「（継続貸付資金の貸付けの辞退又は減額の申請等）」に改め、同条第一項中「修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者が、貸付金を受けること」を「継続貸付資金の貸付けを受けている者は、当該継続貸付資金の貸付け」に、「貸付金の減額を申し出よう」を「その減額を受けよう」に、「母子福祉資金辞退、減額申出書（別記様式第十五号）」を「母子（父子・寡婦）福祉資金辞退（減額）申請書（別記様式第十三号）」に改め、同条第二項中「申出が」を「申請書の提出が」に、「その」を「その内容を審査し、辞退又は減額の」に、「母子福祉資金貸付辞退申出承認書（別記様式第十六号）又は母子福祉資金貸付減額決定通知書（別記様式第十三号）を当該申出者」を「母子（父子・寡婦）福祉資金貸付辞退決定通知書（別記様式第十四号）又は母子（父子・寡婦）福祉資金貸付減額決定通知書（別記様式第十五号）」を同項の申請者」に改め、同条を第十条とする。

第十二条の見出しを「（継続貸付資金の貸付けの停止の届出等）」に改め、同条第一項中「修学資金、技能習得資金、生活資金又は修業資金」を「継続貸付資金」に、「の規定により貸付けを停止されるべき」を「第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる」に、「別記様式第二十号」を「別記様式第十六号」に改め、同条第二項中「母子福祉資金貸付停止通知書（別記様式第二十一号）を当該」を「母子（父子・寡婦）福祉資金貸付停止通知書（別記様式第十七号）を同項の」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条中「規定により貸付けを停止した」を「規定による貸付けの停止をする」に、「母子福祉資金貸付停止決定通知書（別記様式第二十二号）」を「母子（父子・寡婦）福祉資金貸付停止決定通知書（別記様式第十八号）」に、「ものに」を「者に」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（一時償還の請求）

第十三条 知事は、令第十六条の規定による一時償還の請求をするときは、母子（父子・寡婦）福祉資金一時償還決定通知書（別記様式第十九号）により、当該一時償還をすべき者に通知するものとする。

第十四条を次のように改める。

（違約金）

第十四条 令第十七条に規定する違約金の額を計算する場合において、当該違約金の確定金額が百円未満であるときは、これを請求しないものとする。

第十五条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条中「第十九条」を「第十九条第一項」に、「申請しよう」を「受けよう」に、「母子福祉資金償還金支払猶予申請書（別記様式第二十四号）」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還金支払猶予申請書（別記様式第二十号）」に、「申請しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、償還金の支払猶予の可否を決定し、母子（父子・寡婦）福祉資金償還金支払猶予決定通知書（別記様式第二十一号）又は母子（父子・寡婦）福祉資金償還金支払猶予不承認決定通知書（別記様式第二十二号）を同項の申請者に交付するものとする。

第十五条の二を削る。

第十六条の見出しを「（償還金の免除の申請等）」に改め、同条中「償還免除」を「償還の免除」に、「母子福祉資金免除申請書（別記様式第二十五号）」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還免除申請書（別記様式第二十三号）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、法第十五条第一項の規定による償還の免除をすることとしたときは母子（父子・寡婦）福祉資金償還免除決定通知書（別記様式第二十四号）を、同項の規定による償還の免除をしないこととしたときは母子（父子・寡婦）福祉資金償還免除不承認決定通知書（別記様式第二十五号）を前項の申請者に交付するものとする。

第十七条を削る。

第三章を第四章とする。

第十八条の表を次のように改める。

第三条	第十三条第一項	第三十二条第一項
	第五条及び第六条	第十八条において準用する第五条及び第六条
第三条第二号	母子事業開始資金	寡婦事業開始資金
	母子事業継続資金	寡婦事業継続資金
	母子修学資金	寡婦修学資金
	母子技能習得資金 母子修業資金	寡婦技能習得資金 寡婦修業資金
	母子就職支度資金	寡婦就職支度資金
	母子医療介護資金	寡婦医療介護資金
	母子住宅資金	寡婦住宅資金
	母子転宅資金	寡婦転宅資金
	母子就学支度資金	寡婦就学支度資金
	母子結婚資金	寡婦結婚資金
第四条	第十四条の	第三十二条第四項において読み替えて準用する法第十四条の
第四条第四号	法第十四条各号に掲げる者のいずれかであるもの	寡婦
第七条第一項	第十三条第一項	第三十二条第一項
	第九条第一項	第三十八条において準用する令第九条第一項
第七条第二項	第十四条	第三十二条第四項において読み替えて準用する法第十四条
第八条	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子就学支度資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦就学支度資金
第九条第一項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金
	第七条第三号	第三十六条第三号
第九条第三項	第六条	第十八条において準用する第六条

第十一条第一項	第十二条第一項各号、第二項各号	第三十八条において準用する令第十二条第一項各号、第二項各号（第二号及び第三号を除く。）
第十二条	第十三条	第三十八条において準用する令第十三条
第十三条	第十六条	第三十八条において準用する令第十六条
第十四条	第十七条	第三十八条において準用する令第十七条
第十五条第一項	第十九条第一項	第三十八条において準用する令第十九条第一項
第十六条	第十五条第一項	第三十二条第五項において準用する法第十五条第一項

第二章の次に次の一章を加える。

第三章 父子福祉資金の貸付け

第十七条 前章の規定は、父子福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条	第十三条第一項	第三十一条の六第一項
	第五条及び第六条	第十七条において準用する第五条及び第六条
第三条第二号	母子事業開始資金	父子事業開始資金
	母子事業継続資金	父子事業継続資金
	母子修学資金	父子修学資金
	母子技能習得資金 母子修業資金	父子技能習得資金 父子修業資金
	母子就職支度資金	父子就職支度資金
	母子医療介護資金	父子医療介護資金
	母子住宅資金	父子住宅資金
	母子転宅資金	父子転宅資金
	母子就学支度資金	父子就学支度資金
	母子結婚資金	父子結婚資金
第四条	第十四条の	第三十一条の六第四項において読み替えて準用する法第十四条の

第四条第四号	第十四条各号	第三十一条の六第四項各号
第七条第一項	第十三条第一項	第三十一条の六第一項
	第九条第一項	第三十一条の七において準用する令第九条第一項
第七条第二項	第十四条	第三十一条の六第四項において読み替えて準用する法第十四条
第八条	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子就学支度資金	父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子就学支度資金
第九条第一項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金
	第七条第三号	第三十一条の五第三号
第九条第三項	第六条	第十七条において準用する第六条
第十一条第一項	第十二条第一項各号	第三十一条の七において準用する令第十二条第一項各号
第十二条	第十三条	第三十一条の七において準用する令第十二条
第十三条	第十六条	第三十一条の七において準用する令第十六条
第十四条	第十七条	第三十一条の七において準用する令第十七条
第十五条第一項	第十九条第一項	第三十一条の七において準用する令第十九条第一項
第十六条	第十五条第一項	第三十一条の六第五項において準用する法第十五条第一項

別記様式第一号中「(第3条、第18条関係)」を「(第3条、第17条、第18条関係)」とし、「母子福祉資金貸付申請書(個人貸付用)」を「母子(父子・寡婦)福祉資金貸付申請書(個人貸付用)」とし、「栃木県母子福祉資金()」を「栃木県母子(父子・寡婦)福祉資金()」とし、「を借用したい」を「の貸付けを受けたい」とし、「負担することを約します」を「負担します」とし、

「 資金の種類 (修学資金・就学支度資金の場合、学校等種別・公私別)	資金 (公立・私立)	を	「 資金の種類(母子(父子・寡婦)修学資金又は母子(父子・寡婦)就学支度資金の場合、学校等種別及	母子(父子・寡婦)福祉資金(資金)	に、
--	--------------------	---	---	--------------------	----

「 _____ 」		び公私別を記載)	(公立・私立)
-----------	--	----------	----------

「 申 込 金 額 」	※	「 申 請 額 」	↳	「 年 簡月 」	※
-------------	---	-----------	---	----------	---

「 年 月から 年 月まで 」	↳	「 1回あたり の償還額 」	※	「 1回あたり の償還額 」	↳
--------------------	---	-------------------	---	-------------------	---

「 主な 負債 借入先 債権総額 円 今後返済額 円 (月額 円) 」	※	「 負債 総額 円 」	↳
--	---	----------------	---

「 就労 状況 職 業 勤 務 先 住 所 電 話 番 号 TEL 」	※	「 携 帯 電 話 番 号 就 労 状 況 職 業 勤 務 先 住 所 電 話 番 号 〒 TEL 」	↳
---	---	--	---

「 年 金 等 」	※	「 手 当 等 」	↳	「 申 請 者 と の 続 柄 」	※	「 申 請 者 と の 続 柄 」	※	「 電 話 番 号 」	↳	「 携 帯 電 話 番 号 」
-----------	---	-----------	---	-------------------	---	-------------------	---	-------------	---	-----------------

「 家 族 の 状 況 (同 一 生 計 内 の 全 員 に つ い て 記 載、 自 宅 外 通 学 中 の 児 童 等 を 含 む) 」	※	「 家 族 の 状 況 (同 一 生 計 内 の 全 員 (自 宅 外 通 学 中 の 児 童 等 を 含 む。) に つ い て 記 載) 」	↳
--	---	--	---

「 (ふりがな) 住 所 」	〒	「 電 話 番 号 」	※
----------------	---	-------------	---

「 (ふりがな) 」	〒	「 電 話 番 号 」	↳
------------	---	-------------	---

住 所	携帯電話番号
-----	--------

職 業 勤 務 先 住 所 電 話 番 号	TEL
月 収	円

職 業 勤 務 先 住 所 電 話 番 号	〒 TEL
月 収	円

貸付を受けようとする理由

貸付けを受けようとする理由

他の借入金（母子寡婦福祉資金を含む）の返済を含めた計画を記入すること。

他の借入金（母子（父子・寡婦）福祉資金を含む。）の返済を含めた計画を記入すること。

1) 借入は、修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金を借り受けよう」や「については、母子（父子・寡婦）修学資金、母子（父子・寡婦）修業資金、母子（父子・寡婦）就職支度資金又は母子（父子・寡婦）就学支度資金の貸付けを受けよう」
 2) 借入は、修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金を借り受けよう」や「母子（父子・寡婦）修学資金、母子（父子・寡婦）技能習得資金、母子（父子・寡婦）修業資金又は母子（父子・寡婦）生活資金の貸付けを受けよう」

「（第4条、第18条関係）」や「（第4条、第17条、第18条関係）」
 「母子福祉資金貸付申請書（団体貸付用）」や「母子（父子・寡婦）福祉資金貸付申請書（団体貸付用）」
 「主たる事業所の所在地 法人の名称」
 「主たる事務所の所在地 法人の名称」
 「栃木県母子福祉資金（ 資金）を借用したい」
 「栃木県母子（父子・寡婦）福祉資金（ 資金）の貸付けを受けたい」

資 金 の 種 類	資 金
申 込 金 額	円

資 金 の 種 類	母子（父子・寡婦）福祉資金（ 資金）
申 請 額	円

資 金 の 種 類	資 金
貸 付 金 額	

資 金 の 種 類	母子 (父子・寡婦) 福祉資金 (資 金)
貸 付 金 額	円

主たる事務所の所在地	
------------	--

主たる事務所の所在地	〒
------------	---

貸付けを受けようとする事業所の所在地等	貸付けを受けようとする事業場の所在地等
---------------------	---------------------

事業所の所在地	
---------	--

事業場の所在地	〒
---------	---

法に定める配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの

配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦

住 所

住 所

当該事業に使用され

当該事業に使用され

を

〒
〒
〒
〒
〒
〒
〒
〒
〒
〒
〒
〒
〒
〒

に

る法に定める配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの状況

を

る配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦の状況

に

母子世帯となつた理由	住所

母子（父子・寡婦）世帯となつた理由	住所
	〒

		を	千	を
			千	

--	--	--	--

「 什器備品 」 を 「 じゅう器備品 」 とし、 「 栃木県母子福祉資金借入金 」 を 「 栃木県母子（父子・寡婦）福祉資金借入金 」 とし、

め、同様式備考を記す。

別記様式第三号及び別記様式第四号を記す。

別記様式第五号中「（第6条、第18条関係）」を「（第5条、第17条、第18条関係）」とし、

「 母子福祉資金貸付決定通知書 」 を 「 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付決定通知書 」 とし、

「 申請の栃木県母子福祉資金は 」 を 「 付けて申請のあつた栃木県母子（父子・寡婦）福祉資金については、 」 とし、 「 貸付ける 」 を 「 貸し付ける 」 とし、

「 資 金 」 を

「 母子（父子・寡婦）福祉資金（ 資 金 ） 」 とし、

「 年3パーセント、無利子（据置期間中は無利子） 」 を 「 年1.5パーセント・無利子（据置期間中は、無利子） 」 とし、

「 年 月 日から 年 箇月 まで 」 を

「

年	月から	年	箇月
年	月まで		

に改め、同様式欄を

」

を削り、同様式を別記様式第二号とし、同様式の次に次の「様式を加える。

別記様式第4号（第5条、第17条、第18条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

栃木県知事



母子（父子・寡婦）福祉資金貸付不承認決定通知書

年 月 日付で申請のあった栃木県母子（父子・寡婦）福祉資金（ 資金）の貸付けについては、不承認と決定したので通知します。

記号欄に記入してください。

記号欄に記入してください。「(第7条、第18条関係)」や「(第6条、第17条、第18条関係)」は、「母子福祉資金借用書(個人貸付用)」や「母子(父子・寡婦)福祉資金借用書(個人貸付用)」は

資金の種類	資 金
-------	-----

貸付金の種類	母子(父子・寡婦)福祉資金(資 金)
--------	---------------------

年3パーセント、無利子 (据置期間中は無利子)

年1.5パーセント・無利子 (据置期間中は、無利子)

年 月 日から	年 箇月
年 月 日まで	

年 月から	年 箇月
年 月まで	

福祉法」や「母子及び父子並びに寡婦福祉法」は「住 所」や「住 所〒」は「住 居」や「住 居〒」は「母子及び寡婦福祉法」や「母子及び父子並びに寡婦福祉法」は

記号欄に記入してください。「(第7条、第18条関係)」や「(第6条、第17条、第18条関係)」は、「母子福祉資金借用書(団体貸付用)」や「母子(父子・寡婦)福祉資金借用書(団体貸付用)」は

資金の種類	資 金
-------	-----

貸付金の種類	母子(父子・寡婦)福祉資金(資 金)
--------	---------------------

年 月 日から	年 箇月
年 月 日まで	

年 月から	年 箇月
年 月まで	

福祉法」や「母子及び父子並びに寡婦福祉法」は「主たる事務所の 所在地」や「主たる事務所の 所在地〒」は「主たる事務所の 所在地」や「主たる事務所の 所在地〒」は

記号欄に記入してください。「(第8条、第18条関係)」や「(第7条、第17条、第18条関係)」は

「氏名 変更届」や「氏名等 変更届」は「届出者 住所」や「届出者 住所〒」

は「氏名 住所等 を変更しましたから」や「変更しましたので」

貸付けを受けて いる資金の種類	資 金
--------------------	-----

「住所」を

「住所」を

「休学期間（退学届の場合
は不用）」を
「休学又は停学
の期間」を
「休停復退学
年月日」を
「休学（停学・
復学・退学）
年月日」を
「休停復

学

学したと「休学（停学・復学）した」と認め、同様式を別記様式第11号とする。

学」

同様式第11号と「（第10条、第18条関係）」と「（第9条、第17条、第18条関係）」と

「母子福祉資金増額申請書」を

「母子（父子・寡婦）福祉資金増額貸付申請書」を

「住所」と「住所」を「資金の貸付けを増額されるよう」と「栃木県母子（父子・寡婦）福祉資金の増額の貸付けを受けたいので、」と「負担することを約します」と「負担します」と

「資金」を

母子（父子・寡婦）福祉資金（資金）を認め、同様式を

別記様式第11号と認め、同様式を別記様式第11号とする。

同様式第11号と「（第10条、第11条、第18条関係）」と「（第9条、第17条、第18条関係）」と

「母子福祉資金貸付増減額決定通知書」を

「母子（父子・寡婦）福祉資金増額貸付決定通知書」を

「申請の資金増額については、下記の」と「付けで申請のあった栃木県母子（父子・寡婦）福祉資金の増額の貸付けについては、次の」と「さきに」と「先に」と

「資金」を

母子（父子・寡婦）福祉資金（資金）を

年 月 日から 年 箇月 を

年 月 日まで

年 月 日から 年 箇月 を認め、同様式備考を削り、同

年 月 日まで

様式を別記様式第11号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第12号（第9条、第17条、第18条関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



母子（父子・寡婦）福祉資金増額貸付不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった栃木県母子（父子・寡婦）福祉資金（ 資金）の増額の貸付けについては、不承認と決定したので通知します。

記号様式第十回中を記号°

記号様式第十回中「(第11条、第18条関係)」を「(第10条、第17条、第18条関係)」と

「
母子福祉資金^{辞退}減額^{申出書}」を

「
母子(父子・寡婦)福祉資金辞退(減額)申請書」と

「
資金の貸付けを^{辞退}減額^{減額}したいので」を「栃木県母子(父子・寡婦)福祉資金の貸付けを辞退したい
(貸付けの減額を受けたい)ので、」と

「
資 金」を

「
母子(父子・寡婦)福祉資金(資 金)」と

「
辞 退 金 額
減 額」を

「
辞退し、又は減額を
受けようとする金額」を

「
辞 退 期 日」を

「
辞退し、又は減額を
受けようとする期日

に改め、同様式備考を削り、同様式を記号様式第十回中を記号°

記号様式第十回中「(第11条、第18条関係)」を「(第10条、第17条、第18条関係)」と

「
母子福祉資金貸付辞退申出承認書」を

「
母子(父子・寡婦)福祉資金貸付辞退決定通知書」と

「申出の母子福祉資金の貸付辞退を承認した」を「付で申請のあった栃木県母子(父子・寡婦)福祉資金
の貸付けの辞退については、次のとおり決定した」と 「さきに」を「先に」と 「近日中」を「、近日

中」と 「
資 金」を

「
母子(父子・寡婦)福祉資金(資 金)」と

「
年 月 日から 年 箇月
年 月 日まで」を

「
年 月 日から 年 箇月
年 月 日まで」に改め、同様式備考を削り、回

様式を別記様式第十四号とし、同様式の次に次の様式を加える。

別記様式第15号（第10条、第17条、第18条関係）

第 年 月 日 号

様

栃木県知事



母子（父子・寡婦）福祉資金貸付減額決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた栃木県母子（父子・寡婦）福祉資金の減額については、次のとおり決定したので通知します。

については、同封の借用書に必要事項を記入押印し、提出してください。

また、先に提出された借用書は、近日中に返還します。

区 分	事 項					
貸付金の種類	母子（父子・寡婦）福祉資金（ 資金）					
貸付金額	円					
貸付期間及び	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日から	年 月 日まで	円	円
貸付月額	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日から	年 月 日まで	円	円
償還期間	年 月から	年 月まで	年 箇月	据置期間	年 月まで	
償還方法	賦償還 1回 円 回払					
理由						

別記様式第十号の次に別記様式第十号の次に加える。
 別記様式第十号の「(第12条、第18条関係)」を「(第11条、第17条、第18条関係)」とし、
 「届出者住所」を「届出者 住所」とし、「氏名」を「氏名」とし、「母子福祉資金()」を
 「栃木県母子(父子・寡婦)福祉資金()」とし、「を止められるべき」と「停止の」とする。同様式を別
 記様式第十号の次に加える。

別記様式第十号の「(第12条、第18条関係)」を「(第11条、第17条、第18条関係)」とし、
 「
 母子福祉資金貸付停止通知書
 母子(父子・寡婦)福祉資金貸付停止通知書
 の届出」と「付けの届出」とし、「母子及び寡婦福祉法施行令第14条の規定により貸付停止後6ヶ月」と
 「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第14条(同令第31条の7及び第38条において準用する同令第14条)
 の規定により、母子(父子・寡婦)修学資金及び母子(父子・寡婦)生活資金にあつては貸付停止後6箇
 月、母子(父子・寡婦)技能習得資金及び母子(父子・寡婦)修業資金にあつては貸付停止後1年を経過す
 るまで」とし、

	資 金
--	-----

「
 母子(父子・寡婦)福祉資金()
 」
 「

年	月	日から	年	箇月	据置 期間	6箇月
年	月	日まで				

 」
 「

年	月	から	年	箇月	据置 期間	
年	月	まで				

 」

考を削り、同様式を別記様式第十号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第18号（第12条、第17条、第18条関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



母子（父子・寡婦）福祉資金貸付停止決定通知書

あなたに対しては、 年 月 日から 資金の貸付けを行ってきましたが、次の事実は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条第 号（同令第31条の7又は第38条において準用する同令第13条第 号）の規定に該当するので 月 日分から貸付けを停止します。

なお、既に貸し付けた資金の据置期間は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第14条（同令第31条の7及び第38条において準用する同令第14条）の規定により、母子（父子・寡婦）修学資金及び母子（父子・寡婦）生活資金にあつては貸付停止後6箇月、母子（父子・寡婦）技能習得資金及び母子（父子・寡婦）修業資金にあつては貸付停止後1年を経過するまでであるので念のため申し添えます。

事実

返還金振替用紙(1)の用紙に

返還金振替用紙(1)の用紙に「(第14条、第18条関係)」と「(第13条、第17条、第18条関係)」と

「母子福祉資金貸付金一時償還決定通知書」を

「母子(父子・寡婦)福祉資金一時償還決定通知書」を

「資金を」と「栃木県母子(父子・寡婦)福祉資金を」と「母子及び寡婦福祉法施行令第16条第号」と「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条第号(同令第31条の7又は第38条において準用する同令第16条第号)」と「次に」と「次に」を「返還金振替用紙」の「返還金振替用紙」の用紙に

返還金振替用紙(1)の用紙に「(第15条、第18条関係)」と「(第15条、第17条、第18条関係)」と

「母子福祉資金償還金支払猶予申請書」を

「母子(父子・寡婦)福祉資金償還金支払猶予申請書」を

「申請者住所」 「申請者住所」
氏名 ① 氏名 ① 「資金償還金
連帯借主住所 連帯借主住所
氏名 ① 氏名 ①

の支払猶予をお願いした」と「栃木県母子(父子・寡婦)福祉資金の償還金の支払猶予を受けたい」と

支払猶予を受けたい金額	円	(年	月	日から	年	月	日まで	回分償還金)	を
-------------	---	---	---	---	-----	---	---	-----	--------	---

貸付金の種類	母子(父子・寡婦)福祉資金(資金)									
支払猶予を受けたい金額	円	(年	月	日から	年	月	日まで	回分償還金)	を

連帯借主においても支払猶予を必要とする具体的な理由										
連帯保証人が支払いできない理由										

連帯借主においても支払猶予を必要とする具体的な理由										
---------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

め、返還金振替用紙を記し、返還金を別記振替用紙(1)の用紙とし、返還金の次に次の返還金を加える。

別記様式第21号（第15条、第17条、第18条関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



母子（父子・寡婦）福祉資金償還金支払猶予決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた栃木県母子（父子・寡婦）福祉資金の償還金の支払猶予は、次のとおり承認することに決定したので通知します。

区 分	事 項																
貸付金の種類	母子（父子・寡婦）福祉資金（ 資金）																
支払猶予を する金額	<table style="border: none; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">元金</td> <td style="border: none;">円</td> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">年</td> <td style="border: none;">月から</td> <td style="border: none;">〕</td> <td style="border: none;">回分償還金</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">利子</td> <td style="border: none;">円</td> <td style="border: none;">円</td> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">年</td> <td style="border: none;">月まで</td> <td style="border: none;">〕</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	{	元金	円	〔	年	月から	〕	回分償還金	利子	円	円	〔	年	月まで	〕	
{	元金	円	〔	年	月から	〕	回分償還金										
利子	円	円	〔	年	月まで	〕											
支払猶予を する期間	<table style="border: none; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none;">年</td> <td style="border: none;">月</td> <td style="border: none;">日から</td> <td style="border: none;">年</td> <td style="border: none;">箇月</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">年</td> <td style="border: none;">月</td> <td style="border: none;">日まで</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	年	月	日から	年	箇月	年	月	日まで								
年	月	日から	年	箇月													
年	月	日まで															
支払猶予期間経過 後の償還期日	<table style="border: none; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none;">年</td> <td style="border: none;">月</td> <td style="border: none;">日から</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">年</td> <td style="border: none;">月</td> <td style="border: none;">日まで</td> </tr> </table>	年	月	日から	年	月	日まで										
年	月	日から															
年	月	日まで															
支払猶予を 承認した理由																	

別記様式第22号（第15条、第17条、第18条関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



母子（父子・寡婦）福祉資金償還金支払猶予不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた栃木県母子（父子・寡婦）福祉資金の償還金の支払猶予は、次の理由により不承認と決定したので通知します。

区 分	事 項
貸付金の種類	母子（父子・寡婦）福祉資金（ 資金）
不承認となつた理由	

別記様式第23号（第16条、第17条、第18条関係）

母子（父子・寡婦）福祉資金償還免除申請書

年 月 日

栃木県知事 様

申請者 住所〒
氏名 ㊞
連帯借主 住所〒
氏名 ㊞
連帯保証人 住所〒
氏名 ㊞

次のとおり栃木県母子（父子・寡婦）福祉資金の償還の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付金の種類	母子（父子・寡婦）福祉資金（ 資金）
貸付けを受けた金額	円
現在までに償還した金額	円 $\left(\begin{array}{l} \text{元金} \quad \text{円} \\ \text{利子} \quad \text{円} \end{array} \right)$
免除を受けたい償還金額	円 $\left[\begin{array}{l} \text{年} \quad \text{月から} \\ \text{年} \quad \text{月まで} \end{array} \right] \text{回分償還金}$
償還の免除を受ようとする具体的な理由	
連帯借主が償還できない具体的な理由	
連帯保証人が償還できない具体的な理由	

別記様式第24号（第16条、第17条、第18条関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



母子（父子・寡婦）福祉資金償還免除決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた栃木県母子（父子・寡婦）福祉資金の償還の免除は、次のとおり決定したので通知します。

区 分	事 項
償還の免除の対象となつた借主の住所及び氏名	〒
償還の免除の対象となつた連帯借主の住所及び氏名	〒
償還の免除の対象となつた連帯保証人の住所及び氏名	〒
償還の免除の対象となつた貸付金の種類	母子（父子・寡婦）福祉資金（ 資金）
償 還 の 免 除 の 金 額	<p>円</p> <p>年 月から の償還金 年 月まで</p> <p>内訳 { 元 金 円 利 子 円 違約金 円</p>

別記様式第25号 (第16条、第17条、第18条関係)

第 年 月 日

様

栃木県知事



母子（父子・寡婦）福祉資金償還免除不承認決定通知書

年 月 日付で申請のあつた栃木県母子（父子・寡婦）福祉資金の償還の免除は、次の理由により不承認と決定したので通知します。

区 分	事 項
貸付金の種類	母子（父子・寡婦）福祉資金（ 資金）
不承認となつた理由	

別記様式第二十六号から別記様式第二十九号までを削る。

(栃木県訓練手当支給規則の一部改正)

第二条 栃木県訓練手当支給規則(昭和四十五年栃木県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正)

第三条 非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則(昭和五十年栃木県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表母子自立支援員の項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

(児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部改正)

第四条 児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則(昭和五十五年栃木県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表備考4②中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第17条」を「第6条第6項」に改める。

(栃木県財務規則の一部改正)

第五条 栃木県財務規則(平成七年栃木県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三二特定決裁事項及び特定専決事項の部(子ども政策課の款第一項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

2 栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則(平成五年栃木県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「母子及び寡婦福祉法施行細則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に、「第十五条の二」を「第十四条」に、「第十六条」を「第十七条」に改める。

(子ども政策課)